

令和3年度 流山市国民健康保険料について

1. 令和3年度の保険料率等について

	医療分	後期高齢者支援金分 ^{※2}	介護分 ^{※3} (40～65歳未満の方)
所得割率^{※1} (加入者の所得に応じて計算)	7.3%	2.2%	1.6%
均等割額 (加入者1人ごとに計算)	19,200円	5,500円	12,600円
平等割額 (1世帯ごとに計算)	15,600円		
賦課限度額 (1世帯における年間最大保険料額)	630,000円	190,000円	170,000円

⇒ **上記の合計額が、1年間加入した場合に発生する【年額】保険料**となります。ただし、合計額が賦課限度額を超える場合は、賦課限度額が最大保険料額となります。

- ※1 「所得割」は、**加入者各々の前年中（令和2年1月～令和2年12月）の総所得金額等**（譲渡所得などで特別控除があれば特別控除後の金額）**から基礎控除の43万円**（合計所得金額が2,400万円超から逡減し、2,500万円超で消失）**を引いた金額**に、各区分の料率を乗じて計算します。
- ※2 後期高齢者医療制度を運営していくために拠出いただく保険料になります。
- ※3 65歳以上の方の介護保険料については、別途介護支援課から通知が送付されます。

<総所得金額等について>

- 「総所得金額等」には、主に次の所得が含まれます。
 - ・給与所得 ・雑所得（公的年金等所得、個人年金の受取等） ・事業所得（営業、農業等） ・不動産所得 ・利子所得 ・配当所得
 - ・譲渡所得（長期、短期） ・一時所得（生命保険や損害保険の満期返戻金等） ・山林所得 ・分離課税の先物取引に係る雑所得 等（純損失の繰越控除、専従者控除、譲渡所得の特別控除は適用されます。雑損失の繰越控除は適用されません。）
- **遺族年金、障害年金、雇用保険の失業給付、傷病手当金等の非課税所得や退職金（年金形式で受け取る場合を除く）は総所得金額等に含まれません。**
- **税法上の扶養控除・社会保険料控除・医療費控除などは保険料の計算には適用されません。基礎控除の43万円のみ控除されます。**
- 上場株式等の配当所得および源泉徴収されている特定口座による株式譲渡所得については、源泉徴収のみで課税の手続きを終えることができます。この場合、保険料の計算には配当所得や譲渡所得を含みませんが、これらを含めて所得税又は住民税に関する申告を行った場合は、保険料の算出に含まれる場合があります。そのため申告を行うかどうか、ご自身で選択していただく必要があります。

2. 保険料の納め方について

- 国民健康保険（以下「国保」といいます。）は、法律上、**世帯単位で保険料の算定**が行われ、その**世帯主の方が納付義務を負う仕組み**となっています。なお、**世帯主の方自身が国保に加入していない場合であっても、「擬制世帯主」として保険料の納付義務を負うことと**されています。
- 国民健康保険料（以下「国保料」といいます。）の納め方は、普通徴収（**①口座振替②納付書払い**）又は特別徴収（**③年金からの天引き**）のいずれかとなります。

普通徴収について

- 通常、納付回数は6月から翌年3月までの**年10回払い**です。お支払いは6月から開始となりますが、4、5月分が国保料に含まれないわけではありません。仮に1年間加入となる場合、1期分に相当する金額は1.2か月分の国保料となります。（⇒「よくあるご質問と回答」Q7参照）

- 国保料については、原則、口座振替による納付をお願いしておりますが、その他以下の方法でも納付可能です。
- ・ 流山市おおたかの森市民窓口センター、各金融機関（納付書の裏面参照）、コンビニエンスストア等の窓口において、納付書にてお支払いいただく方法
- ・ スマートフォンを利用して納付する「モバイルレジ」及び「LINE Pay 請求書支払い」、インターネットを利用したクレジットカードによるお支払い「Yahoo!公金支払い」の方法

- ※ ゆうちょ銀行・郵便局での口座振替は、全国のゆうちょ銀行・郵便局にてお手続きできますが、窓口納付の場合は関東の各都県および山梨県内のゆうちょ銀行・郵便局に限られます。
- ※ ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア等、モバイルレジ、Yahoo!公金支払いおよびLINE Pay 請求書支払いでのお支払いは納期限を過ぎたものはお取り扱いができません。**納期限を過ぎたお支払いは、金融機関にてお願いいたします。**
- ※ Yahoo!公金支払いによるお支払いは金額により、手数料（本人負担）がかかる場合があります。
- ※ **Yahoo!公金支払いでは、令和4年3月31日以降は取り扱いできません。**

口座振替について

- 国保料の納付は口座振替が原則です。一度手続きしていただくと翌年度以降も継続されます。
なお、納付書の裏面に記載の金融機関に三菱UFJ銀行を加えた各行が口座振替取扱金融機関となります。
- 口座振替の申し込み方法について
- ・ 複写式の口座振替依頼書で申し込む場合は、引き落としを希望する金融機関の窓口に、口座振替依頼書（市内金融機関に備え付け）、国保の被保険者証、預貯金通帳及び同届出印を持参し手続きをしてください。
- ・ はがき式の口座振替依頼書で申し込む場合は、必要事項を記入・押印の上、直接又は郵送で流山市役所保険年金課へ提出してください。なお、申し込みの約2か月後の納期から引き落としが可能です。

「LINE Pay 請求書支払い」でも納付できます

- 「LINE Pay 請求書支払い」とは、アプリ「LINE」または「LINE Pay」上から納付書に印刷されたバーコードを読み取り「LINEウォレット」内のチャージ金額から、いつでもどこでも支払いができるサービスです。
- ・ 事前に、利用登録・チャージが必要になります。チャージ後に「LINE Pay 請求書支払い」で納付してください。利用登録・チャージ、支払い方法の詳細については「LINE Pay株式会社」ホームページをご確認ください。
- ※ 流山市ホームページにも「LINE Pay株式会社」のリンク先を掲載しています。

【注意】

- ①領収証書は発行されません。必要な場合は、金融機関、コンビニエンスストア等で納付してください。
- ②納付額が30万円を超えるもの、納期限が過ぎているものは納付できません。
- ③決済手数料は無料です。 ④インターネット等の使用料・通信費については自己負担となります。
- ⑤LINE Payで納めた分の納付書を窓口等で使用して、二重納付をしないようご注意ください。
- ⑥LINEウォレットの通知やLINE Payの決済履歴には、お支払いした国保料の年度、期別等は表示されません。

特別徴収について

- **国保に加入している方全員が65歳以上74歳以下の世帯**の納付方法は、原則として世帯主の方の年金からの天引きとなります。ただし、口座振替による方法に切り替えることは可能です。
- 通常、年金の支給月に合わせて4,6,8,10,12,翌年2月の6回に分けて天引きが行われます。
- **前年度に特別徴収を行っている世帯の4,6,8月の天引き額は、前年度2月に天引きされた国保料と同額**になります（＝「仮徴収」といいます）。
- 今年10月から天引きが開始される世帯は、6月から9月まで（1～4期）は普通徴収での納付、10月から特別徴収が開始となります。

次のいずれかに該当する世帯は、特別徴収となりません

- ① 世帯主が年度途中で75歳になる場合 ② 世帯主が国保加入者でない場合
- ③ 特別徴収の対象となる年金（老齢基礎年金等）が年間18万円未満の場合
- ④ 世帯に65歳未満の国保加入者がいる場合 ⑤ 口座振替で納付している場合（口座振替に切り替える場合）
- ⑥ 国保料と介護保険料の1回あたりの年金天引き額の合計が、1回あたりの年金受給額の2分の1を超える場合
- ⑦ 介護保険料が特別徴収にならない場合
- ※ 年度の途中でいずれかに該当となった場合、特別徴収は中止され、普通徴収へと切り替わります。

3. 国保料の計算について

- 国保料は、**被保険者となった月の分から計算**されます。
- 月の途中で加入された場合でも、**日割り計算とはなりません。**

年度途中で75歳になる方

- 75歳になると加入する健康保険の制度が流山市国保から後期高齢者医療制度に切り替わります。これにより、75歳になる月の分から国保料が発生しなくなりますが、別途千葉県後期高齢者医療広域連合から後期高齢者医療保険料が通知されます。なお、後期高齢者医療保険料の口座振替を希望される方は改めて口座登録の手続きが必要となります。
- 国保料については、あらかじめ75歳になる前月までの料金を計算し期別に割り振っていますので、年度途中で75歳になったタイミングで国保料が減少することは原則としてありません。
- 後期高齢者医療保険料と、納付月が重なる場合がありますが、二重払いではありません。

年度途中で40歳になる方

- 誕生日の属する月の分（誕生日が1日の方はその前月分）から介護分の国保料がかかります。例えば7月7日に40歳となる場合は、7月から介護分の国保料がかかるため、翌月の8月に国保料が再計算され、通知されます。

年度途中で65歳になる方

- 65歳となる月の分から国保料に介護分が含まれなくなり、別途介護支援課から介護保険料が通知されます。
- 国保料については、あらかじめ65歳になる前月（1日が誕生日の方はその前々月分）までの料金を計算し期別に割り振っていますので、年度途中で65歳になったタイミングで国保料が減少することは原則としてありません。

他市町村から転入して流山市国保の資格を取得した方

- 国保料の計算の基となる前年中の所得が流山市では把握できていないため、前住所地へ照会等を行います。状況によっては、暫定的に均等割分と平等割分のみを計算した国保料の通知が届きます。この場合、所得金額が判明したあとに国保料が変更になる方には、再計算され通知されます。

所得の申告又は修正をした方

- 確定申告や市県民税申告などによる申告後の所得金額が判明した場合、また所得の修正申告があった場合に国保料が変更になる方には、再計算され通知されます。

社会保険等の加入によって国保の資格を喪失された方

- 社会保険等に加入された月の前月分までの国保料をお支払いいただく必要があります。国保資格の喪失の届出をされた翌月以降に、加入月数に基づき国保料が再計算され通知されます。
- 社会保険等に加入したことによる国保の資格喪失の手続きはご自身で行っていただく必要があります。**会社で社会保険の加入手続きが行われただけでは、国保の資格は自動的に喪失となりません**ので、ご注意ください。
（「よくあるご質問と回答」Q6参照）

<国保資格喪失の手続きについて>

国保をやめるとき	届け出に必要なもの（下記に加えて、本人確認書類と個人番号のわかるものが必要です）
他の市町村に転出するとき	被保険者証（なお、転出届が資格喪失届を兼ねます）
職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の被保険者証
職場の健康保険の被扶養者になったとき	（職場の被保険者証が未交付の場合は、加入したことを証明する書類）
死亡したとき※	被保険者証（なお、死亡届が資格喪失届を兼ねます）
生活保護を受けるようになったとき	生活保護開始決定通知書、被保険者証

※ 申請により、葬儀を行った方に対して葬祭費が支給されます。会葬礼状又は葬祭費用の領収書、振込先のわかるもの、印鑑をご持参のうえ市役所またはお近くの出張所で手続きをしてください。

【注意】

- ・ 国民健康保険法の規定により、平成27年度以降の国保料の賦課（保険料を課すこと）については、原則として当該年度における最初の国保料の納期（通常6月30日）の翌日から起算して2年を経過した日以降においては、決定・変更の手続きを行うことができないこととされています。このため、**国保資格の喪失の手続きや所得申告などが遅れた場合、納付された国保料を還付できない場合があります**のでご注意ください。

4. 国保料の軽減・減免について

① 7割・5割・2割軽減（法定軽減）

- 賦課期日（4月1日）又は世帯発生日（年度途中で国保に加入の世帯の場合）時点において、世帯主（世帯主が国保に加入していない擬制世帯主の場合を含む）と世帯に属する国保加入者の前年中の総所得金額等が一定基準以下の場合、国保料の均等割額と平等割額が軽減されます。

国保料の軽減割合	軽減判定基準額
7割軽減	43万円+10万円×（給与所得者等の数（※1）－1）以下
5割軽減	43万円+28.5万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数（※2）） +10万円×（給与所得者等の数－1）以下
2割軽減	43万円+52万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数） +10万円×（給与所得者等の数－1）以下

※1 「給与所得者等」とは、一定の給与所得者（給与収入が55万円を超える方）と一定の公的年金所得者（公的年金等の収入が60万円を超える65歳未満の方、または公的年金等の収入が125万円を超える65歳以上の方）をいい、1人で給与所得と年金所得の両方を有する場合は「給与所得者等の数」は1人とカウントします。

※2 「特定同一世帯所属者」とは、国保から後期高齢者医療制度に移行された方で、移行後も継続して国保上の同一世帯に属する方をいいます。ただし、移行時点以降に世帯主が変更となった場合や、被保険者全員が社会保険に加入したこと等により国保世帯が消滅した場合には、特定同一世帯所属者の資格は喪失することになります。

- 世帯において、所得の確認ができない方がいる場合は、軽減を適用することができません。そのため、軽減の適用を受けるためには前年の所得が無い場合であっても申告を行っていただく必要があります（被扶養者であっても、個人が特定できない場合は、軽減が行われなかった場合があります）。
- 世帯主や前年の所得が変更となった場合は、再度軽減が適用となるかどうか判定が行われます。
- 後期高齢者医療制度へ移行した方がいる世帯では、特定同一世帯所属者の所得も軽減判定上の計算に含めます。
- 専従者給与額及び専従者控除額は、所得割額算出には適用されますが、軽減判定では適用されません。
また、長期・短期譲渡所得の特別控除は、所得割額算出には適用されますが、軽減判定では適用されません。

② 非自発的失業者に係る軽減

- 離職時の年齢が65歳未満であって、倒産や解雇などによる離職又は雇止めなどによる離職をされた場合は、届出をいただくことにより、一定期間給与所得額を30/100とみなして、国保料の計算を行います。
- 届出の際は、原則として、雇用保険受給資格者証の写しをご提出いただく必要があります。

③ 特定世帯・特定継続世帯に係る軽減

- 国保に加入していた世帯員が後期高齢者医療制度に移行したことにより、国保の世帯が単身となる場合、平等割額が5年間（特定世帯）は1/2、その後3年間（特定継続世帯）は3/4の国保料となります。

④ 旧被扶養者に係る減免

- 職場の健康保険や共済組合等、またはそれらの健康保険制度に任意継続（国保組合は除く）で加入していた方が後期高齢者医療制度に移行することにより、その方の被扶養者が新たに国保に加入するケースにおいては、その被扶養者であった方（＝旧被扶養者といいます。）の国保の加入日時点の年齢が65歳以上である場合に限り、国保料の一部が次のとおり減免されることとなります。
 - ・ 所得割額について、所得の状況にかかわらず全額免除
 - ・ 均等割額について、国保の資格取得日の属する月以後2年間半額免除
 - ・ 国保の加入者が旧被扶養者のみである場合、平等割額が資格取得日の属する月以後2年間半額免除

⑤ その他特別な事情による減免

- 災害等により生活が困難となった場合や自営業の方が倒産などにより前年と比較して所得が激減した場合（給与所得を除く）は、申請により被害の程度や所得の減少割合によって国保料が減免される場合があります。また公私の扶助を受けている場合や収監されている場合も国保料が減免となる場合があります。その他、災害等による減免の場合、医療費の一部負担金（窓口負担）についても免除される場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

よくあるご質問と回答

Q 1 世帯主である自分は国保に加入していないのに、納入通知書が届いたのはなぜですか。

- ⇒ 国保は、法律上、世帯単位で国保料の算定が行われ、その世帯主の方が納付義務を負う仕組みとなっています。
- ⇒ 世帯主の方自身が国保に加入していない場合であっても、「擬制世帯主」として国保料の納付義務を負うこととされています。
- ⇒ 加入している被保険者ごとの内訳は、納入通知書 2 枚目下の「被保険者別算出額」欄で確認することができます。

Q 2 納入通知書の見方を教えてください。

令和3年度 国民健康保険料 納入通知書

千葉県流山市 1枚目

下記の各期別納付額を納期限までに納めてください。

〒270-0000

流山市平和台〇丁目 〇番地の〇

流山 太郎 様

納付義務者は世帯主です。

世帯主が職場の健康保険に加入していて、国保に加入してなくても、同一世帯の誰かが国保加入者であれば世帯主が納付義務者になります（擬制世帯主といいます）。

普通徴収（納付書、口座振替等）
でお支払いいただく国保料です。

特別徴収（年金から天引き）
でお支払いいただく国保料です。

お問い合わせ番号

被保険者証番号 通知書番号
000000 00000-0

お問合せの際は、6
桁の被保険者証番号
をお伝えください。

納付していただく金額 305,700 円

年間保険料 ①+② 305,700 円
(医療+支援金+介護)
普通徴収額合計① 305,700 円
特別徴収額合計② 0 円

今年度の国保料です。

千葉県流山市 2枚目

〇令和3年度 国民健康保険料の明細

被保険者証番号	通知書番号	個人番号	納付義務者名
000000	00000-0		流山 太郎 様

区 分		医 療 分	支 援 金 分	介 護 分
第 1	賦 課 標 準 額	1,942,916 円	1,942,916 円	1,942,916 円
第 2	所得割額	7.30 / 100 141,832 円	2.20 / 100 42,743 円	1.60 / 100 31,085 円
第 3	所得割額	19,200 × 2 人 38,400 円	5,500 × 2 人 11,000 円	12,600 × 2 人 25,200 円
第 4	所得割額	15,600 円	0 円	0 円
第 5	所得割額	195,832 円	53,743 円	56,285 円
第 6	所得割額	円	円	円
第 7	所得割額	円	円	円
第 8	所得割額	円	円	円
第 9	所得割額	195,800 円	53,700 円	56,200 円
第 10	所得割額	円	円	円
第 11	所得割額	円	円	円
第 12	所得割額	円	円	円
第 13	所得割額	195,800 円	53,700 円	56,200 円
第 14	所得割額	円	円	円
第 15	所得割額	円	円	円
第 16	所得割額	円	円	円
第 17	所得割額	円	円	円
第 18	所得割額	円	円	円
第 19	所得割額	円	円	円
第 20	所得割額	円	円	円
第 21	所得割額	円	円	円
第 22	所得割額	円	円	円
第 23	所得割額	円	円	円
第 24	所得割額	円	円	円
第 25	所得割額	円	円	円
第 26	所得割額	円	円	円
第 27	所得割額	円	円	円
第 28	所得割額	円	円	円
第 29	所得割額	円	円	円
第 30	所得割額	円	円	円
第 31	所得割額	円	円	円
第 32	所得割額	円	円	円
第 33	所得割額	円	円	円
第 34	所得割額	円	円	円
第 35	所得割額	円	円	円
第 36	所得割額	円	円	円
第 37	所得割額	円	円	円
第 38	所得割額	円	円	円
第 39	所得割額	円	円	円
第 40	所得割額	円	円	円
第 41	所得割額	円	円	円
第 42	所得割額	円	円	円
第 43	所得割額	円	円	円
第 44	所得割額	円	円	円
第 45	所得割額	円	円	円
第 46	所得割額	円	円	円
第 47	所得割額	円	円	円
第 48	所得割額	円	円	円
第 49	所得割額	円	円	円
第 50	所得割額	円	円	円
第 51	所得割額	円	円	円
第 52	所得割額	円	円	円
第 53	所得割額	円	円	円
第 54	所得割額	円	円	円
第 55	所得割額	円	円	円
第 56	所得割額	円	円	円
第 57	所得割額	円	円	円
第 58	所得割額	円	円	円
第 59	所得割額	円	円	円
第 60	所得割額	円	円	円
第 61	所得割額	円	円	円
第 62	所得割額	円	円	円
第 63	所得割額	円	円	円
第 64	所得割額	円	円	円
第 65	所得割額	円	円	円
第 66	所得割額	円	円	円
第 67	所得割額	円	円	円
第 68	所得割額	円	円	円
第 69	所得割額	円	円	円
第 70	所得割額	円	円	円
第 71	所得割額	円	円	円
第 72	所得割額	円	円	円
第 73	所得割額	円	円	円
第 74	所得割額	円	円	円
第 75	所得割額	円	円	円
第 76	所得割額	円	円	円
第 77	所得割額	円	円	円
第 78	所得割額	円	円	円
第 79	所得割額	円	円	円
第 80	所得割額	円	円	円
第 81	所得割額	円	円	円
第 82	所得割額	円	円	円
第 83	所得割額	円	円	円
第 84	所得割額	円	円	円
第 85	所得割額	円	円	円
第 86	所得割額	円	円	円
第 87	所得割額	円	円	円
第 88	所得割額	円	円	円
第 89	所得割額	円	円	円
第 90	所得割額	円	円	円
第 91	所得割額	円	円	円
第 92	所得割額	円	円	円
第 93	所得割額	円	円	円
第 94	所得割額	円	円	円
第 95	所得割額	円	円	円
第 96	所得割額	円	円	円
第 97	所得割額	円	円	円
第 98	所得割額	円	円	円
第 99	所得割額	円	円	円
第 100	所得割額	円	円	円
第 101	所得割額	円	円	円
第 102	所得割額	円	円	円
第 103	所得割額	円	円	円
第 104	所得割額	円	円	円
第 105	所得割額	円	円	円
第 106	所得割額	円	円	円
第 107	所得割額	円	円	円
第 108	所得割額	円	円	円
第 109	所得割額	円	円	円
第 110	所得割額	円	円	円
第 111	所得割額	円	円	円
第 112	所得割額	円	円	円
第 113	所得割額	円	円	円
第 114	所得割額	円	円	円
第 115	所得割額	円	円	円
第 116	所得割額	円	円	円
第 117	所得割額	円	円	円
第 118	所得割額	円	円	円
第 119	所得割額	円	円	円
第 120	所得割額	円	円	円
第 121	所得割額	円	円	円
第 122	所得割額	円	円	円
第 123	所得割額	円	円	円
第 124	所得割額	円	円	円
第 125	所得割額	円	円	円
第 126	所得割額	円	円	円
第 127	所得割額	円	円	円
第 128	所得割額	円	円	円
第 129	所得割額	円	円	円
第 130	所得割額	円	円	円
第 131	所得割額	円	円	円
第 132	所得割額	円	円	円
第 133	所得割額	円	円	円
第 134	所得割額	円	円	円
第 135	所得割額	円	円	円
第 136	所得割額	円	円	円
第 137	所得割額	円	円	円
第 138	所得割額	円	円	円
第 139	所得割額	円	円	円
第 140	所得割額	円	円	円
第 141	所得割額	円	円	円
第 142	所得割額	円	円	円
第 143	所得割額	円	円	円
第 144	所得割額	円	円	円
第 145	所得割額	円	円	円
第 146	所得割額	円	円	円
第 147	所得割額	円	円	円
第 148	所得割額	円	円	円
第 149	所得割額	円	円	円
第 150	所得割額	円	円	円
第 151	所得割額	円	円	円
第 152	所得割額	円	円	円
第 153	所得割額	円	円	円
第 154	所得割額	円	円	円
第 155	所得割額	円	円	円
第 156	所得割額	円	円	円
第 157	所得割額	円	円	円
第 158	所得割額	円	円	円
第 159	所得割額	円	円	円
第 160	所得割額	円	円	円
第 161	所得割額	円	円	円
第 162	所得割額	円	円	円
第 163	所得割額	円	円	円
第 164	所得割額	円	円	円
第 165	所得割額	円	円	円
第 166	所得割額	円	円	円
第 167	所得割額	円	円	円
第 168	所得割額	円	円	円
第 169	所得割額	円	円	円
第 170	所得割額	円	円	円
第 171	所得割額	円	円	円
第 172	所得割額	円	円	円
第 173	所得割額	円	円	円
第 174	所得割額	円	円	円
第 175	所得割額	円	円	円
第 176	所得割額	円	円	円
第 177	所得割額	円	円	円
第 178	所得割額	円	円	円
第 179	所得割額	円	円	円
第 180	所得割額	円	円	円
第 181	所得割額	円	円	円
第 182	所得割額	円	円	円
第 183	所得割額	円	円	円
第 184	所得割額	円	円	円
第 185	所得割額	円	円	円
第 186	所得割額	円	円	円
第 187	所得割額	円	円	円
第 188	所得割額	円	円	円
第 189	所得割額	円	円	円
第 190	所得割額	円	円	円
第 191	所得割額	円	円	円
第 192	所得割額	円	円	円
第 193	所得割額	円	円	円
第 194	所得割額	円	円	円
第 195	所得割額	円	円	円
第 196	所得割額	円	円	円
第 197	所得割額	円	円	円
第 198	所得割額	円	円	円
第 199	所得割額	円	円	円
第 200	所得割額	円	円	円
第 201	所得割額	円	円	円
第 202	所得割額	円	円	円
第 203	所得割額	円	円	円
第 204	所得割額	円	円	円
第 205	所得割額	円	円	円
第 206	所得割額	円	円	円
第 207	所得割額	円	円	円
第 208	所得割額	円	円	円
第 209	所得割額	円	円	円
第 210	所得割額	円	円	円
第 211	所得割額	円	円	円
第 212	所得割額	円	円	円
第 213	所得割額	円	円	円
第 214	所得割額	円	円	円
第 215	所得割額	円	円	円
第 216	所得割額	円	円	円
第 217	所得割額	円	円	円
第 218	所得割額	円	円	円
第 219	所得割額	円	円	円
第 220	所得割額	円	円	円
第 221	所得割額	円	円	円
第 222	所得割額	円	円	円
第 223	所得割額	円	円	円
第 224	所得割額	円	円	円
第 225	所得割額	円	円	円
第 226	所得割額	円	円	円
第 227	所得割額	円	円	円
第 228	所得割額	円	円	円
第 229	所得割額	円	円	円
第 230	所得割額	円	円	円
第 231	所得割額	円	円	円
第 232	所得割額	円	円	円
第 233	所得割額	円	円	円
第 234	所得割額	円	円	円
第 235	所得割額	円	円	円
第 236	所得割額	円	円	円
第 237	所得割額	円	円	円
第 238	所得割額	円	円	円
第 239	所得割額	円	円	円
第 240	所得割額	円	円	円
第 241	所得割額	円	円	円
第 242	所得割額	円	円	円
第 243	所得割額	円	円	円
第 244	所得割額	円	円	円
第 245	所得割額	円	円	円
第 246	所得割額	円	円	円
第 247	所得割額	円	円	円
第 248	所得割額	円	円	円
第 249	所得割額	円	円	円
第 250	所得割額	円	円	円
第 251	所得割額	円	円	円
第 252	所得割額	円	円	円
第 253	所得割額	円	円	円
第 254	所得割額	円	円	円
第 255	所得割額	円	円	円
第 256	所得割額	円	円	円
第 257	所得割額	円	円	円
第 258	所得割額	円	円	円
第 259	所得割額	円	円	円
第 260	所得割額	円	円	円
第 261	所得割額	円	円	円
第 262	所得割額	円	円	円
第 263	所得割額	円	円	円
第 264	所得割額	円	円	円
第 265	所得割額	円	円	円
第 266	所得割額	円	円	円
第 267	所得割額	円	円	円
第 268	所得割額	円	円	円
第 269	所得割額	円	円	円
第 270	所得割額	円	円	円
第 271	所得割額	円	円	円
第 272	所得割額	円	円	円
第 273	所得割額	円	円	円
第 274	所得割額	円	円	円
第 275	所得割額	円	円	円
第 276	所得割額	円	円	円
第 277	所得割額	円	円	円
第 278	所得割額	円	円	円
第 279	所得割額	円	円	円
第 280	所得割額	円	円	円
第 281	所得割額	円	円	円
第 282	所得割額	円	円	円
第 283	所得割額	円	円	円
第 284	所得割額	円	円	円
第 285	所得割額	円	円	円
第 286	所得割額	円	円	円
第 287	所得割額	円	円	円
第 288	所得割額	円	円	円
第 289	所得割額	円	円	円
第 290	所得割額	円	円	円
第 291	所得割額	円	円	円
第 292	所得割額	円	円	円
第 293	所得割額	円	円	円
第 294	所得割額	円	円	円
第 295	所得割額	円	円	円
第 296	所得割額	円	円	円
第 297	所得割額	円	円	円
第 298	所得割額	円	円	円
第 299	所得割額	円	円	円
第 300	所得割額	円	円	円
第 301	所得割額	円	円	円
第 302	所得割額	円	円	円
第 303	所得割額	円	円	円
第 304	所得割額	円	円	円
第 305	所得割額	円	円	円
第 306	所得割			

Q 3 国保料は、いつから支払うことになりますか。

- ⇒ 資格を取得した月の分からお支払いいただくことになります（届出日の属する月の分からではありません）。
- ⇒ 例えば 4 月 1 日に会社の健康保険の資格を喪失し、8 月 1 日に国保の加入の届出をされた場合は、資格取得日は 4 月 1 日となりますので、国保料は 4 月分まで遡って計算されることになります。

Q 4 昨年度よりも国保料が高いのはなぜですか。

- ⇒ 国保料は所得に応じた所得割、加入者の人数に応じた均等割、世帯ごとの平等割の 3 つの合計で計算します。
- 例えば次のいずれかに該当している世帯は、昨年度と比べて国保料が高くなる可能性があります。
- ・ 国保に新しく加入された方がいる ← 新しく加入された方の均等割、所得に応じた所得割が加算
 - ・ 国保の加入者の前年の所得が増えた ← 前々年と比べて所得が増えている場合は所得割が高くなる
 - ・ 前年の所得が無い旨を申告していない ← 法定軽減の適用を受けていない可能性があるため、申告が必要

Q 5 会社を退職して所得が激減したにもかかわらず、国保料が高いのはなぜですか。

- ⇒ 国保料には所得に応じて算出される所得割がありますが、その年度の国保料の計算の基となる所得は前年の 1 月から 12 月までのものとなります。このため、会社を退職されても、会社勤めをされていた頃の給与所得等を計算の基とすることから、所得割が高く算出されるケースが一般的には考えられます。
- ⇒ また、社会保険では、会社側が健康保険料の半分を負担するため、社会保険の保険料よりも国保料の方が金額が高くなる場合があります。
- ⇒ なお、会社都合での離職や雇止めなどによる離職の方で、一定の条件を満たす方については、届出によって国保料の軽減が行われます。（「4. 国保料の軽減・減免について」参照）

Q 6 社会保険に加入して保険料を支払っているのに、国保料の督促状が届いたのはなぜですか。

- ⇒ 就職等により社会保険に加入したときは、ご自身で国保の喪失（脱退）の届出をする必要があります。会社で社会保険の加入手続きが行われただけでは、国保の資格は自動的に喪失となりませんので、ご注意ください。
- （「3. 国保料の計算について」参照）

Q 7 9 月から社会保険に加入して国保の喪失の届出もしているが、9 月末納期限の国保料を支払う必要がありますか。

- ⇒ 国保料は、1 年間加入されている方のケースであれば、4 月から翌年 3 月までの 12 か月分の保険料を 6 月から翌年 3 月までの 10 回でお支払いいただくことになるため、加入期間と支払期間にずれがあります。そのため 9 月から社会保険に加入した場合であっても、9 月末納期限の国保料の納付が必要となります。
- ⇒ 国保料は社会保険に加入した月の前月分まで発生し、喪失の手続きをされた翌月に再計算され、変更後の金額が通知されます。この場合、社会保険の保険料と国保料の二重払いにはなりません。
- ⇒ 次の表は、12 か月分の保険料を 10 回で納付する場合のイメージとなりますので、ご参考としてください。

第 1 期 (6月30日)	第 2 期 (8月2日)	第 3 期 (8月31日)	第 4 期 (9月30日)	第 5 期 (11月1日)	第 6 期 (11月30日)	第 7 期 (1月4日)	第 8 期 (1月31日)	第 9 期 (2月28日)	第 10 期 (3月31日)
4月分 (1.0)	5月分 (0.8)	6月分 (0.6)	7月分 (0.4)	8月分 (0.2)	10月分 (1.0)	11月分 (0.8)	12月分 (0.6)	1月分 (0.4)	2月分 (0.2)
5月分 (0.2)	6月分 (0.4)	7月分 (0.6)	8月分 (0.8)	9月分 (1.0)	11月分 (0.2)	12月分 (0.4)	1月分 (0.6)	2月分 (0.8)	3月分 (1.0)
1.2か月分	1.2か月分	1.2か月分	1.2か月分	1.2か月分	1.2か月分	1.2か月分	1.2か月分	1.2か月分	1.2か月分

お問い合わせ

流山市役所 市民生活部 保険年金課 国民健康保険係・保険料収納係

住所：〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1

電話：04-7158-1111（代表） 04-7150-6077（課直通）

ホームページアドレス：<https://www.city.nagareyama.chiba.jp>